

IATA航空危険物規則書 第62版(2021年)主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めた。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。
尚、IATA発行の61版 Addendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意してください。
注：下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第62版(2021年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。

全般 変更 教育訓練等に関し「責任」から「責任を有する職務」という「職務(Functions)」中心の概念に変更された。

第1章 適用 (Applicability)

★1.1.1	変更	国連モデル規則が21改定版、国連マニュアルが7版に更新された。
★1.1.2	変更	放射性物質安全輸送規則が改訂1版(IAEA SSR-6, Rev 1)に更新された。
★1.1.3	変更	技術指針がDoc9284改訂版(Doc9284 as amended)に更新された。
1.2.7.1	追加	(a)移植に使用を意図した臓器の保存のためという目的が追加され、2(iii)にリチウム電池に関する記載が追加された。 (c)に有害生物の管理(pest management)活動のため投下される危険物が追加された。
1.5	編集	第61版の付録IIに記載された1.5が、危険物教育訓練及び評価に対する能力に基づく取り組みを導入するため採択された。第61版の1.5は、2022年12月31日まで2年間の経過期間があるため付録Hの付属書Aに移された。この期間中は第61版の教育訓練規定を継続して使用することができる。
1.7	変更	・新品目名が表1.7.Aに記載された重大な影響を及ぼす危険物に追加され、また変更があった。 ・なお、1.7.5のIAEA Circularに関する規則名が変更された。

第2章 制限 (Limitations)

2.3 手荷物規則関係		
2.3.2.2	変更	ニッケル水素電池または乾電池により駆動する移動補助機器に対する規定が、移動補助機器を駆動するための予備電池を旅客1人当たり2個まで携帯することを許可するため改定された。
2.3.4.2	変更	ライフジャケットまたはベストのような自動膨張式の安全装置は2.3.4.2.1(a)で一人当たり2個まで、予備のガスカートリッジは装置当たり2個まで携帯が許可されることとなった。
★表2.3.A	編集	許可される手荷物表の一部変更 ・Batteries spare/loose ニッケル水素電池および乾電池も追加された。防漏型蓄電池について制限が追加された。 ・Gas cartridges, small, non-flammable、安全装置は2.3.4.2.1(a)で一人当たり2個の携帯が許可されることとなった。
2.3.5.8	編集	携帯電子機器(PED)およびその予備電池(spare batteries for PED)についての規定が、電子タバコおよび湿式防漏蓄電池により駆動する携帯電子機器の規定と2.3.5.8に合同するよう改定された。規定がリチウム電池だけでなく、乾電池およびニッケル水素電池にも適用されることを識別するため明確化が追加された。
2.4.2(a)	追加	ウイルスを移しやすい物質、生物由来物質カテゴリーB(UN3373)の冷却材としてドライアイスが使用されている場合、包装基準954のすべての適用される部分に合致しなければならず、指定郵便事業者は運航者が受託および機長への報告の適用される要件を遵守することができるよう他の郵便物と分けて、その郵便物を運航者に供しなければならぬことを識別するため改定された。
★2.8	変更	政府例外規定：BNG-追加、変更、FRG-変更、GBG-変更、GHG-変更、JPG-変更、KWG-変更、NPG-変更、OMG-変更追加 運航者例外規定：追加、変更、削除あり。

第3章 分類 (Classification)

★3.1.7.4	変更	(b)注：火炎試験の例が80K/minの加熱率を使用したISO 14451-2に変更された。
★3.2.1.3	追加	加圧された化学物質(Cheical under pressure)が追加された。
★3.2.2.0	編集	注：加圧された化学物質(Cheical under pressure), UN3500—UN3505についてA187参照が追加された。
★3.2.2.1	編集	(b)：3.2.2.2注、3.2.3.1.1, 3.2.3.1.4も合わせてISO番号が15106-2010から15016-2017に変更された。
★3.4.2.3.3.2	編集	「タイプG以外の」の文言が削除された。
★3.6.2.1.1	変更	リケッチアが削除された。なお、3.6.2.2.1注(b)注3からはマイコプラズマ、リケッチアが削除された。
★3.6.2.2.1	追加	UN3549が追加された。なお、3.6.2.2.3.9.3(a)にもUN3549が追加された。
3.6.2.5	編集	ウイルスを移しやすい物質、カテゴリーAを含む固体の医療廃棄物を取り扱うため新しい基準が追加された。
★3.6.2.5.1	編集	(a)はカテゴリーA、(b)はカテゴリーBに分けられた。
★3.6.2.5.2	編集	割り当てについては国際的、地域的または国内の廃棄物カタログを考慮に入れることができるという文言が追加された。
3.8.3	編集	腐食性物質及び混合物に対する包装等級の割り当ての基準に改定がなされた。
★3.8.3.2	編集	3.8.3.2.1, 3.8.3.2.2に分かれ、OECDガイドライン適用が詳細になった。
	追加	3.8.3.2.3が追加され、PG I ではないが、PG II、IIIの区別ができない場合はPG IIに割り当てなければならないと規定された。
★3.9.2.12.0	追加	UN3363に新しい品名、「物品内の危険物(Dangerous goods in articles)」が追加された。
★3.12.0	追加	UN3363に新しい品名、「物品内の危険物(Dangerous goods in articles)」が追加された。 【JACIS注：DGRには記載されていない】
★3.12.4	編集	3.1.7.4に従って第1分類から除外された火薬類を含む物品には適用されることを明確にした。

第4章 識別 (Identification)

★表4.1.A	追加	総称的およびその他の(n.o.s.)品名の一覧表：区分6.2にUN3549(品目名は2つ)が追加された。
★4.1.6.4	変更	環境有害物質についてマークと明記された。
4.2 危険物リスト		
新品目関係		
UN0511	追加	電気雷管(Detonators, electronic), (1.4B)の新品目名を追加した。
UN0512	追加	電気雷管(Detonators, electronic), (1.4S)の新品目名を追加した。
UN0513	追加	電気雷管(Detonators, electronic), (1.4S)の新品目名を追加した。
UN3363	追加	物品内の危険物(Dangerous goods in articles)の新品目名を追加した。
UN3549	追加	Medical waste Category A, affecting animalsおよび Medical waste, Category A, affecting humansの新品目名を追加した。
UN2913	追加	放射性物質、表面汚染物(Radioactive material, surface contaminated objects), (SCO-III)の新品目名を追加した。
変更等関係		
UN2216	変更	PG III、EQコードE1が割り当てられ、旅客機および貨物機で輸送が可能になりSPIはA2が削除、A219が追加された。
UN2251	変更	2つの品目名があり、Bicyclo[2.2.1]hepta-2-5-diene, stabilizedの1部分が「hepta-2,5-」に変更された。
UN3291	変更	包装基準番号がPI622からPI621に変更され、包装等級が削除された。
UN2522	変更	正式輸送品目名、2-Dimethylaminoethyl methacrylateに“stabilized”が加えられ、A209が追加された。
その他	変更	上記の品目以外に、△マーク(変更)の付された品目はかなりあるので、留意のこと(特別規定の変更である)。
	削除	細文字品目名 Helium-oxygen mixtureが削除された。

4.4 特別規定関係		
★A78	編集	(c) 1.当局の事前認可を得て「旅客機で」輸送できる場合を除くと明記された。 (c) 2.当局の事前認可を得て「貨物機で」輸送できる場合を除くと明記された。 (d) 文言の並びが変更されたが内容は変わらない。
A88	変更	認可を要する当局に運航者の属する国の当局が追加され、新たに人差指マーク付きで、リチウム電池が本特別規定に従った認可の下で輸送される場合は、機器と同梱や組み込みの場合も含めて申告書に記載される包装基準番号は“910”としなければならないと規定された。
A99	変更	認可を要する当局に運航者の属する国の当局が追加され、新たに人差指マーク付きで、リチウム電池が本特別規定に従った認可の下で輸送される場合は、申告書に記載される包装基準番号は“974”としなければならないと規定された。
A107(二重波線301)	編集	「機械または装置(machinery or apparatus)」を「物品(articles)」に置き換えた。この変更は、UN3363に新しい正式輸送品目名、「物品内の危険物(Dangerous goods in articles)」の追加を反映したものである。なお、A107の内容は国連モデル規則の特別規定301と大体等しいという意味で括弧内に(二重波線301)と追記された。
A145	変更	ガスカートリッジ廃棄物(waste gas cartridge)およびガスを収納した小型容器の廃棄物(waste receptacles, small, containing gas)を含むよう改定された。特別規定は区分2.2のガスが充填されていたガスカートリッジ廃棄物、ガスを収納していた小型容器廃棄物は穴が開けてあれば規制されない許容も含んでいる。
A154(二重波線376)	追加	損傷している、および欠陥があるリチウム電池を取り扱うためA154に重要な改定を含む。なお、A154の内容は国連モデル規則の特別規定376と大体等しいという意味で括弧内に(二重波線376)と追記された。
★A176	編集	水素吸蔵合金システムが組み込まれる物品に機械(machinery)、エンジン(engine)が追加された。
★A185	編集	“consigned”から“assigned”に文言が変更されたが意味に変更はない。
A201	変更	他の輸送形態(貨物機を含む)での輸送が実行不可能な場合および緊急の医療上の必要性がある場合、1件のリチウム電池の貨物は、事前認可(発地国および運航者の属する国の当局)により、旅客機で第9分類(UN3480またはUN3090)として輸送することができる要件が追加された。
★A213	新規	Sec IBが追加された。
★A214	変更	外部に電力を供給するためにのみ設計された貨物輸送ユニット(cargo transport unit)に組み込まれたリチウム電池はUN3536、貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池(Lithium batteries installed in cargo transport unit)に割り当てなければならないと追記された。
A215	新規	UN3077およびUN3082に割り当てられたA215は、荷送人が、技術名としてリストに掲載されている正式輸送品目名を使用することを許可した。
★A216(393)	新規	ニトロセルロースは、試験方法および判定基準の国連マニュアル附属書10(the UN Manual of Tests and Criteria Appendix 10)に掲載されている“Bergmann-Junk test”または“methyl violet paper test”の基準に合致しなければならない。タイプ3(c)のテスト(Tests of type 3(c))を適用する必要はないと規定された。
★A217(394)	新規	ニトロセルロースは、試験方法および判定基準の国連マニュアル附属書10(the UN Manual of Tests and Criteria Appendix 10)に掲載されている“Bergmann-Junk test”または“methyl violet paper test”の基準に合致しなければならないと規定された。
★A218(395)	新規	この品目名は廃棄の為に輸送される固体のカテゴリーAの医療廃棄物にのみ使用されなければならないと規定された。
A219(308)	新規	UN2216, Fish meal, stabilizedが自然発火を防ぐため、魚粉に抗酸化物質が追加されなければならないという特別規定が割り当てられた。

第5章 - 包装 (Packing)

5.0.2.5	追加	複数の容器試験に合格した容器は6.0.4により要求される複数のマークを付けてよいと追加された。
★5.2.0.2	編集	ISO 11114-1:2012+A1:2012がISO 11114-1:2012+A1:2017に更新された。
★5.2.0.8.1	編集	固有の保護具を有する弁にISO 10297+A1:2017のAnnex Aの要件に合致することおよび固有の保護を備えた自動閉鎖弁付きシリンダーおよび密閉式極低温容器についてはISO17879:2017のAnnex Aの要件に合致していなければならないことが追加された。
包装基準関係		
★200	編集	(c)3.充填率(filling factor)が削除され、(e)のガスシリンダーに関するISO基準表がISO24431:2016に更新された。
★218	追加	追加包装要件にUN3500に割り当てられた消火剤の定期検査の最大試験期間は10年と規定された。
★372	編集	追加包装要件(a)の「1主要部分(unit)」が「一次容器(primary containment)」に変更された。
378 & 972	追加	(b) 燃料タンクが直立(上向き)以外の姿勢で取り扱われる可能性がない場合の燃料取扱いにつき規定が追加された。
多数の包装基準	変更	457、463、465、470、471、479、482、490、491および555において許容される単一容器は、UN Model Regulationsおよび本規則書の他の部分で許容される容器とそろえるため改定された。
★445 448	追加	追加包装要件が付記され、UN3175については外装容器が防漏でない場合、中間密封のため防漏内張りまたは同等の効果のある手段が講じられなければならないと規定された。
★470,471 490,491	追加	追加包装要件の内張りが要求される容器にファイバー製単一容器が追加された。
492 870 871 872	変更	単電池および/または組電池(cells and/or batteries)は外装容器に直接、包装されることを明確にするよう改定された。
622	変更	国連モデル規則の番号に揃えるためPI621になるよう再番号化された。
650 959	編集	国連番号付きのダイヤモンド型マーク全体が包装物の一面に表示されなければならないことを明確にするために改定された。
★669,676	追加	追加包装要件が付記され、UN3243については外装容器が防漏でない場合、中間密封のため防漏内張りまたは同等の効果のある手段が講じられなければならないと規定された。
★859,863	追加	追加包装要件が付記され、UN3244については外装容器が防漏でない場合、中間密封のため防漏内張りまたは同等の効果のある手段が講じられなければならないと規定された。
★954	編集	追加包装要件 包装物内 ・(c)規則の適用を受けない物質または物品の冷却材として使用されるドライアイスが申告書に記載される場合が追加された。 ・(d)申告書が使用されない場合という文言が追加された。
956	編集	UN2216, Fish meal, stabilizedへの参照を含むよう改定された。
957	変更	組合せ容器および単一容器の双方を許可するよう訂正された。
962	編集	新正式輸送品目名「物品内の危険物(Dangerous goods in articles)」への参照を含め、「機械または装置(machinery or apparatus)」の代わりに「物品(article or articles)」を使用するよう改定された。
Y963	変更	単一荷送人により準備されたULDに、消費者向け商品に対する冷却材としてドライアイスが収納できることを識別するため改定された。

965-970	変更	・一般要件(a)が「特別規定A154に従って損傷または欠陥があると識別されているものは輸送が禁止される」と改定された。 ・Section II の追加包装要件に複数の包装基準のSection II の包装物が1件の航空貨物運送状に含まれる場合、遵守の申告文言は一つの文言にまとめてよいと識別された。そのような記述の例が8.2.7に含められた。
965	編集	Section IA、IBおよびIIの(c)注に参照されている国連マニュアルの6th revised editionの文言が削除された。
967 & 970	変更	以下を要求するよう改定された: ・機器が外装容器内で移動しないよう固定しなければならない。 ・包装物内の複数の機器は、包装物内の他の機器との接触による損傷を防ぐよう包装されなければならない。

第6章 - 容器規格と性能試験 (Packing Specifications and Performance Tests)

6.0.4.1	編集	容量が30L以下または最大正味量が30kgの容器を除き、少なくとも12mmの高さ、その場合は少なくとも6mmの高さと変更された。
6.0.4.2.1	編集	(f)、図6.0.B 製造年が表示されている時計型が国連設計型マークに隣接していれば、国連規格容器マーク内の製造年の表示は控えてよいと追記された。時計型が国連設計型マークに隣接していない場合は、マークに製造年は同一であること。
6.0.7	新規	複数の設計型に試験された容器に関するマークの表示方法が明記された。
6.1.7.2	変更	超えてはならない最大容量が1Lに変更された。
6.2.2.7	追加	内部保護コーティングまたは処理を要する要件が追加され、以降の項目番号が繰り下げられた。
6.2.7.7	追加	内部保護コーティングまたは処理を要する要件が追加され、以降の項目番号が繰り下げられた。
6.4.2	編集	国連シリンダーおよび密閉式極低温容器に対するISO関連への改定(追加、削除、注の追加およびシリンダー用途)がされた。
★6.4.2.7.2 & 6.4.2.9.2.1	編集	(c) 付録D.1/D.2が付録D.0に変更された。
★6.5.0	編集	国連番号(UN2814,UN2900)が追記された。
6.5.3.1	編集	一部の文言が容器に変わり、容量が30L以下または最大正味量が30kgの容器を除き、少なくとも12mmの高さ、その場合は少なくとも6mmの高さと変更された。
★6.5.4.3.1	編集	ドライアイスを含む容器は6.5.4.4.8に従って落下させなければならないと変更された。
★6.5.4.4.8	編集	ドライアイスを含む容器の落下試験を行う姿勢について6.5.4.4.3が追加された。

第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

★7.1.4.1	編集	(e) UN3373以外の病毒を移しやすい物質と変更された。
7.1.4.4.1	編集	最大正味量が30kg以下から、30kgに変更され、5L以下の容積または最大正味量が5kgに変更された。
★7.1.5.1	編集	7.2.4.4参照と変更された。
7.1.5.5.3	変更	リチウム電池マークの形は長方形だけでなく、またはとして正方形が追加され、最小寸法が100mm x 100mmとなり、また縮小可能寸法が100mm x 70mmと変更された。
★図7.1.C	変更	最小寸法が100mm x 100mmに変更された。注:本規則の第61版、120mm x 110mmの寸法の図7.1.Cのマークは継続して使用して良いと継続使用を認めている。
★7.1.7.1	編集	オーバーパックが少量危険物規定の下、準備された包装物を含む場合、少量危険物マーク(図7.1.A)が追加された。 【JACIS注:7.1.7.2の規定と重複している】
★7.2.7.1	編集	ラベルを再表示する場合という文言が追加された。

第8章 - 書類 (Documentation)

8.1.6.9.2	変更	・ステップ7 申告書に複数のオーバーパックの記載に関する要件が改定され、申告書例(図8.1.Q)が追加された。 ・なお、ステップ6(c)に、物品の中の危険物(Dangerous goods in articles)が追加された。
★8.1.6.9.3	追加	注4 61版の包装基準622は包装基準621に変更されたが、2021年3月31日迄はUN3291を適用する際、包装基準番号622を申告書に継続して記載して良いという経過措置が追加された。
★図8.1.Q	追加	複数のオーバーパックを個別に記載する例
8.2.1	変更	(a) "Dangerous goods as per associated Shipper's Declaration"または"Dangerous Goods as per associated DGD"に変更された。 なお、経過措置で「attached」は2022年12月31日まで継続して使用できる。
★8.2.3	追加	代替的な輸送書類の適切な場所に記載しても良いと追加された。
★図8.2.A- 図 8.2.D	変更	航空貨物運送状の取扱い注意欄に記載する文言が「attached」から「associated」に変更された。なお、経過措置で「attached」は2022年12月31日まで継続して使用できる。
★図8.2.H- 図8.2.I	追加	リチウム電池 Section II の包装物の記載例

第9章 - 取り扱い (Handling)

★9.0	削除	注3が削除された。
★9.0.2	変更	地上代理業者が運航者の指示で職務を実行した場合、第1章および第9章の運航者責任の適用を受ける規定が追加された。
9.1.9	編集	運航者は安全性リスク評価取り組みの一部として危険物の輸送を含めるべきであるということを勧める以前の文言が、その要件を必須とするよう改定された。
★9.3.14.1	編集	A67,A199を織り込み、内容を更新した。
★9.3.14.4	編集	●1個目から「車椅子または」の文言が削除され、2個目の「収納した」が「取り外した」に変更された。
9.6.4	変更	発地国に報告する要件が削除された。

第10章 ー 放射性物質 (Radioactive Material)

全般		・放射線レベル(Radiation level)が線量率(Dose rate)に変更された。 ・IAEA 放射性物質安全輸送規則等の最新版等への適用規則に関する更新が行われた。
10.0.1.1	変更	放射性物質の輸送に対する範囲の識別はIAEA Safety Standard Series No.SSRのRevision 1に基づくと改定された。
★10.0.1.2.1	編集	「放射線の影響」が「電離放射線の有害な影響」と更新された。
★10.0.1.2.2	追加	(d)「緊急対応の計画と準備の手配」が追加された。
★10.0.1.5	編集	10.0.1.5.3の文言が一部削除された。
★10.0.2.5	変更	・「事故または軽微事故」が「核または放射性物質の緊急事態」に変更された。 ・参照された指針が削除され、文言の更新がなされた。
★10.0.2.6	変更	全面的に内容が更新され、新たに参照すべきIAEAの指針が示された。
★10.0.4.2	編集	代替的な手段による輸送は本規則がもたらす安全基準と同等でなければならないと更新された。
★10.0.6	編集	(b) 3 の文言が更新された。
★10.3.2.2	変更	準拠規定の更新等が行われた。
表10.3.A	追加	Barium, Germanium, Iridium, Nickel, StrontiumおよびTerbiumに対する新しい放射性核種が追加された。 なお、表10.3.Aの下、(b)の文言が更新され、2個の核種に注記の★印が付けられた。
★10.3.5.1.3	編集	「10.3.5.1.3.1の要件に合致する」の文言が削除され、旧(b)が削除され旧(c)が(b)となった。
★10.3.5.1.3.1	削除	旧10.3.5.1.3.1が削除され、以降の項目が順次繰り上げられた。
★10.3.6.1	変更	SCO-Ⅲが追加された。
★10.3.6.1.3	新規	SCO-Ⅲの定義およびSCO-Ⅲは航空輸送が禁止されるという注が追加された。
★10.3.10.1	削除	UN2977, UN2978が削除された。
★10.3.11.1.2	追加	(c)が追加され、核分裂性物質を収納した輸送物の場合、合致しなければならない規定が示された。
★10.3.11.1.3	追加	(f)が追加され、核分裂性物質を収納した輸送物の場合、合致しなければならない規定が示された。
★10.3.11.1.6	追加	(e)が追加され、核分裂性物質を収納した輸送物の場合、合致しなければならない規定が示された。
★表10.4.A	追加	UN2913(SCO-Ⅲ)が追加された。
★10.5.3.3	更新	非固定汚染の水準の要件は、積載、空を問わず容器として使用されている貨物コンテナの内表面には適用しないと追記された。
★10.5.7.2.1	追加	(e)が追加され、保管中の輸送物に関する規定が示された。
★10.5.11.2	編集	(a)多国間承認を要するものは、参照されている規定のひとつにより適用除外されていなければ、と変更された。
★10.5.12	変更	旧10.5.12が10.5.12.1, 10.5.12.2に分化し、1か国承認に関する10.5.12.3が追加された。
★10.5.14.1.1	編集	(c)に結果の数字が輸送指数であると追記され、注の参照される規定の版が更新された
★10.5.14.1.2	追加	堅固なオーバーパックに加え、単一荷送人の貨物コンテナは輸送指数を直接測定により決定しても良いと追記された。
★10.6.0.9	新規	輸送物設計は経年劣化作用を考慮しなければならないと規定された。以降の項目番号が繰り下げられた。
★10.6.0.14	新規	容器の製造業者および販売業者の、容器に関する情報提供についての義務を規定した。
★10.6.2.1	更新	適用除外輸送物に関する定義等が更新された。
★10.6.2.8.1.3	編集	(c)4 核分裂性物質を収納している輸送物について最大質量が合計質量に変更された。
★10.6.2.8.2.1	追加	(b)六フッ化ウラン輸送物について、1.に「プラグ(plug)」が追加された。
★10.6.3.1.1	削除	(a) LSA-Ⅲが削除された。
★10.6.3.2	編集	「各試験またはグループ試験あるいは一連の適用される試験」と更新された。
★10.6.4.1	変更	・参照される規定及び版の更新がなされた。 ・10.6.4.1.1(a)が編集更新され、(b)が新しく追加された。
★10.6.4.1.2	削除	
★10.6.4.2	編集	・参照される規定及び版の更新がなされた。 ・10.6.4.2.1(a)に参照された規定の版を含め編集更新された。(b)が新しく追加された。旧(g)は削除された。 ・10.6.4.2.3が追加された。
★10.6.4.3	変更	参照される規定及び版の更新がなされた。
★10.7.1.3.9	新規	無関係なマークに関する規定が示された。
★10.7.1.4.1	追加	オーバーパックについて許容総重量に関する要件が追加された。
★10.8.3.9.2	追加	ステップ8 ●2個目に複数のオーバーパックを個々に記載できると追加された。
10.8.8.1	変更	「危険物申告書が要求される」の文言が付記され、(a)の文言「attached」が「associated」に変更された。なお、経過措置で「attached」は2022年12月31日まで継続して使用できる。
★10.8.8.3.2	追加	「または代替的輸送書類の該当する場所」でも良いと追加された。
★図10.8.F - 図10.8.G	変更	航空貨物運送状の取扱い注意欄に記載する文言が「attached」から「associated」に変更された。なお、経過措置で「attached」は2022年12月31日まで継続して使用できる。【JACIS注: 図10.8.Gに“CAO”の記載がない】

付 録 (Appendices)

付録A	変更	4項目の新規追加、8項目の内容修正、1項目の削除。
付録C	追加	・C.1 リストに基づく国連モデル規則が21改訂版に更新された。表C.1(自己反応性物質): 1件の物質が変更された。 ・C.2 リストに基づく国連モデル規則が21改訂版に更新された。表C.2(有機過酸化物): 3件の物質が変更された。
付録D	更新	当局一覧表: 最新の状態に更新済み。【JACIS記: 削除マークはない】
付録E	更新	E.1: 販売業者一覧、E.2: UN規格容器の試験施設、いずれも最新の状態に更新済み。【JACIS記: 変更マークはない】
付録F	更新	販売代理店、IATA認定危険物教育訓練校およびIATA認定危険物教育訓練センターの最新の状態に更新済み。
付録H	更新	危険物教育訓練指針一能力に基づく教育訓練及び評価の取り組み(Dangerous Goods Training Guidelines-Competency-based training and Assessment Approach) H.A 付属書A-第61版の1.5は2022年12月31日まで規定として使用できる。